

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト CDP2009 (CDP7) 質問票

以下の質問について、2009年5月31日までにご回答ください。ご回答の際には可能な限り包括的な情報提供をお願い致します。また、ご回答頂けない質問については、その理由をご記入頂けると幸いです。各質問とも無記入でご提出頂くよりも、現段階で可能な範囲のご回答をご提供頂ければ有難く存じます。

機関投資家を代表して CDP が実施する情報開示依頼は今回で第 7 回目を迎えました。本質問票は 2009 年 2 月付で各企業に送付され、2009 年 9 月に結果を公表致します。

昨年の CDP における評価に基づき、本年の質問項目は可能な限り CDP6 (CDP2008) の質問内容を反映しております。本年の CDP2009 の各質問には、参照して頂きやすいように CDP6 の質問番号を記載してあります。また、新しく CDP2009 でお尋ねする質問についてはその旨を記載しています。

本質問票へのご回答は、WEB 上にあるオンライン回答システム (Online Reporting System; ORS) に直接ご記入ください。www.cdproject.net/respond ORS へのアクセス方法は 2009 年 2 月初めに電子メールでお知らせ致します。オンライン上でのご回答が不可能な場合には、電子メールで respond@cdproject.net までご連絡ください。

ご回答の際には CDP2009 回答ガイダンス (www.cdproject.net/cdp2009guidance) に沿ってご回答頂きますようお願い致します。質問票の中でアンダーラインを付している語句についてはガイダンスの中でご説明させて頂いております。また、ガイダンスを是非とも参照して頂きたい質問項目はイタリック体で表示しております。

全セクターの企業様に、御社の事業に関連する全ての質問にご回答頂きたく存じます。CDP2009 の質問項目では、以前まで行っていたカーボン集約セクター対象の質問と非カーボン集約セクター対象の質問との区別をしておりません。地球温暖化の兆候が拡大し、企業が自社の事業に関連する温暖化の知見を高めたり、マネジメントを強めたりする中、全ての質問項目が全企業にとって潜在的な重要性を有していると考えているためです。ORS では各質問について御社の事業に関連しない旨をその理由と共に記述して頂けるようになっております。世界資源研究所 (The World Resources Institute; WRI) と持続可能な開発のための世界経済人会議 (The World Business Council for Sustainable Development; WBCSD) が開発した「温室効果ガス (GHG) プロトコル 事業者排出量算定報告基準 改訂版」の原則に従って、企業様には御社の事業内容と質問項目の関連性を判断して頂き、情報開示に対する総合的なアプローチを決定して頂きたく存じます。内部ユーザー、外部ユーザーが共に意思決定に必要とする情報があれば、質問と関連する情報としてご提供ください。GHG プロトコルの原則は CDP2009 ガイダンス内に記載してありますので、ご参照の上、正確性と透明性のある、一貫性があり徹底された適切な情報をご提供ください。

電力、エネルギー、金属および鉱山のセクターに属する企業様、また合併企業や提携企業、系列企業

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト CDP2009 (CDP7) 質問票

に株式を大量に保有している企業様は、GHG 排出量の報告を親会社と株式保有会社双方の観点から行ってください。それぞれの結果は大きく異なる可能性があり、その情報を提供頂くことで、投資家は企業様に関連する GHG 排出状況を明確に捉えられるようになります。1 社以上の連結対象企業の結果をご報告頂く際には、respond@cdproject.net までご連絡ください。

電力、自動車及び自動車部品のセクターに属する企業様には、以下の 1～28 の質問に加えて、気候変動に関する機関投資家グループ (The Institutional Investors Group on Climate Change; IIGCC)、セリーズ(Ceres)、オーストラリア・ニュージーランドの気候変動に関する投資家グループ(The Australia / New Zealand Investors Group on Climate Change; IGCC) が策定した報告のフレームワークに基づいた追加的な質問を行っております。該当する企業様は以下の URL より追加の質問事項をご確認ください。www.cdproject.net/cdp2009questionnaire なおこの追加の質問は ORS からもご確認頂ける予定です。

電気事業と共に他の事業を行っている企業様は、連結対象範囲における全事業を対象として 1～28 の質問にご回答頂き、電気事業に関連する情報については電力セクター対象の追加質問の中でご回答下さいますようお願い致します。

リスクと機会

1. 規制リスク (CDP6 1(a)(i))

1.1. 御社は気候変動に関する規制リスクにさらされていますか。

2. 物理的リスク (CDP6 1(a)(ii))

2.1. 御社は気候変動による物理的リスクにさらされていますか。

3. その他のリスク (CDP6 1(a)(iii))

3.1. 御社は気候変動がもたらすその他のリスクにさらされていますか。

4. 規制による機会 (CDP6 1(b)(i))

4.1. 気候変動に関する規制要件により御社に何らかの機会がもたらされますか。

5. 物理的機会 (CDP6 1(b)(ii))

5.1. 気候変動による物理的変化により御社に何らかの機会がもたらされますか。

6. その他の機会 (CDP6 1(b)(iii))

6.1. 気候変動により御社にその他の機会がもたらされますか。

各質問項目について「はい」とご回答の場合は以下の情報をご提供ください。

- リスクや機会の特定と、財務的影響を含む事業への影響がどの程度あるかの評価の際の社内プロセスを記述してください。
- 現在または将来的に予想されるリスク及び機会を記述してください。
- リスクや機会が財務的影響を含めた御社の事業やバリューチェーンにどのように影響を与えているか記述してください。
- 御社が特定するリスクや機会によって影響を受ける地理的地域を特定してください。
- リスクや機会が実際に顕在化すると予想される時間スケールを記述してください。
- どのように御社がリスクや機会を管理し、それらに適応して活用しているか、または計画をしているか、それらの対策に対する財務的影響を含めて記述してください。
- この12ヶ月で御社のリスクや機会に対する認識が変化したかどうか記述してください。

各質問項目について「いいえ」とご回答の場合は以下の情報をご提供ください。

- 御社がリスクにさらされていない、または機会がもたらされていないと考える理由を記述してください。
- リスクや機会の特定と、事業への影響がどの程度あるかの評価の際の社内プロセスを記述してください。
- この12ヶ月で御社のリスクや機会に対する認識が変化したかどうか記述してください。

温室効果ガス（GHG）排出量算定、排出原単位、排出権取引

本セクションの質問へのご回答の際には、必要に応じて世界資源研究所（The World Resources Institute; WRI）と持続可能な開発のための世界経済人会議（The World Business Council for Sustainable Development; WBCSD）が開発した「温室効果ガス（GHG）プロトコル 事業者排出量算定報告基準 改訂版」をご参照ください。www.ghgprotocol.org さまざまな地域や政府が採用しているプロトコルや ISO14064-1 はこの GHG プロトコルに準拠しています。GHG プロトコルに関する詳細情報については、www.ghgprotocol.org、または CDP2009 の回答ガイダンスをご覧ください。

7. 報告年（CDP6 2(a)(ii)）

Q7, 8, 9, 10.1, 10.2, 11.1, 11.2 の質問に関して、以前ご回答頂いていない企業様や今回初めて質問票を受けとられた企業様は、過去3年分のデータをご提供ください。

7.1. GHG 排出量の報告対象となる期間開始日と終了日をご回答ください。

8. 報告範囲（CDP6 2(a)(i)）

8.1. スコープ1、スコープ2の GHG 排出量報告に関して、御社の報告対象として当てはまるグループを以下から選択してください。

- 財務管理を実施している企業 - 連結財務諸表監査に基づく
- 業務管理を実施している企業
- 株式を所有している企業
- その他（詳細を記載してください）

8.2. 報告範囲から除外される御社業務や GHG 排出源があればご回答ください。

9. 計算方法（CDP6 2(a)(iii)）

9.1. 御社で採用しているスコープ1、スコープ2の GHG 排出量の計算方法をご回答ください。データ収集やスコープ1、スコープ2の GHG 排出量計算に使用した、基準名やプロトコル名、方法論を述べてください。

以下の情報をご提供ください。

- 9.2. 計算に用いた仮定、前提条件の詳細
- 9.3. 使用した計算ツールの名称と該当 WEB ページ
- 9.4. 適用した温暖化係数とその根拠
- 9.5. 適用した排出係数とその根拠

温室効果ガス（GHG）排出量算定、排出原単位、排出権取引

Q10, 11, 13 の質問について

Q10, 11, 13 へご回答頂く際には、排出権やグリーン電力証書によるオフセット、再生可能エネルギーの輸出、炭素隔離（原油増進回収法を含む）や、製品・サービスの使用による排出回避に基づく GHG 排出削減対策を考慮しない場合の情報をご提供ください。排出削減活動や排出回避活動に関しては別に質問項目を設けています。

GHG プロトコルでは、生物学的炭素固定（バイオマスやバイオ燃料の利用など）に基づく CO₂ 排出量は スコープ 1, 2, 3 の GHG 排出量とは別に報告するよう求められています。御社に関連する情報があれば Q15 でご回答ください。ただし、バイオマスやバイオ燃料の燃焼の際に発生する NO_x やメタンは各スコープの排出量に含まれます。

10. スコープ 1 : GHG 直接排出量 (CDP6 2(b)(i))

電気事業者は質問 EU3 の表に国別または地域別の排出量をご回答ください。

10.1. 全世界のスコープ 1GHG 排出量総計 (tCO₂-e : メトリックトン CO₂ 換算)

スコープ 1 排出量総計の内訳を示してください。

10.2. 国別または地域別のスコープ 1GHG 排出量総計

御社の業務をより把握するために必要であれば以下のデータをご提供ください。

10.3. 業務部門別のスコープ 1GHG 排出量総計

10.4. 施設別のスコープ 1GHG 排出量総計

10.5. GHG 種類別のスコープ 1GHG 排出量

10.6. スコープ 1 の排出量に関して上記の質問にご回答頂けない場合、その理由と今後スコープ 1 の排出量を把握する計画があればその情報をご提供ください。

11. スコープ 2 : GHG 間接排出量 (CDP6 2(b)(i))

ゼロまたは低カーボン電力を購入している場合の排出係数について

スコープ 2 の排出量を計算する際に使用する排出係数は、御社が購入している電力が系統の平均排出係数算出対象電力に含まれているかどうかによって以下のように異なります。御社が購入している電力がどちらに該当するかは購入先の電気事業者にご確認ください。

系統の平均排出係数算出の対象となっている :

購入している電力が系統接続であり、系統の平均排出係数算出の際にも考慮されている場合、その電力がゼロまたは低カーボン電力であっても、スコープ 2 の排出量はその系統の平均排出係数を用いて計算してください。

温室効果ガス（GHG）排出量算定、排出原単位、排出権取引

系統の平均排出係数算出の対象となっていない：

購入している電力が系統接続もしくは系統とは隔離されて送電されており、系統の平均排出係数算出の際に考慮されていない場合、排出係数はその発電方法固有の値を使用してください。ただし、電力購入の際に GHG 関連の環境価値を定量化した証書の売買や移転が行われていない場合に限り
ます。

11.1. 全世界のスコープ 2GHG 排出量総計（tCO₂-e：メトリックトン CO₂ 換算）

スコープ 2 排出量総計の内訳を示してください。

11.2. 国別または地域別のスコープ 2GHG 排出量総計

御社の業務をより把握するために必要であれば以下のデータをご提供ください。

11.3. 業務部門別のスコープ 2 の GHG 排出量総計

11.4. 施設別のスコープ 2 の GHG 排出量総計

11.5. スコープ 2 の排出量に関して上記の質問にご回答頂けない場合、その理由と今後スコープ 2 の排出量を把握する計画があればその情報をご提供ください。

12. 特定の発電に対する契約約定（CDP6 2(b)(i) - ガイダンス）

12.1. Q11 においてスコープ 2の排出量を報告する際に使用する系統の平均排出係数が電気事業者との契約約定に反しているとお考えの場合（例えば、ゼロまたは低カーボン電力の購入を行っている場合）契約上のスコープ 2の排出量を計算の上ご報告ください。その際には計算に使用した排出係数の根拠と電力料金の情報を添付してください。

12.2. 御社が再生可能エネルギー証書等のゼロまたは低カーボン電力に関連する証書を償却している場合、その詳細情報をご提供ください。

13. スコープ 3：その他の GHG 間接排出量（CDP6 2(c)）

ここでは以下の点を留意の上ご回答ください。

- 主要な排出源を記述してください
- 単位は tCO₂-e（メトリックトン CO₂ 換算）を使用してください。
- 排出量の計算に使用した、方法論、前提条件、計算ツール、データベース、排出係数（要出典）、温暖化係数（要出典）を提供してください。

13.1. 社員の出張

13.2. 外部流通及び物流

13.3. 御社製品・サービスの使用及び廃棄

温室効果ガス（GHG）排出量算定、排出原単位、排出権取引

自動車及び自動車部品のセクターに属する企業様は該当する追加質問をご参照の上、質問 13.3 をご回答ください。

13.4. 御社のサプライチェーン

13.5. その他

13.6. スコープ 3 の排出量に関して上記の質問に 1 つもご回答頂けない場合、その理由と今後スコープ 3 の排出量を把握する計画があればその情報をご提供ください。

14. 製品やサービスの使用による排出回避（CDP2009 新規質問）

14.1. 御社の製品やサービスによって第三者が GHG 排出を回避できる場合、その回避される排出量の推計値と排出が回避されると想定される期間をご回答ください。また、これらの値を算出する際に用いた方法論、前提条件、排出係数（要出典）、温暖化係数（要出典）の情報をご提供ください。

15. 生物学的炭素固定による CO2 排出量（CDP2009 新規質問）

例としてバイオマスやバイオ燃料の燃焼による CO2 排出が考えられます。

15.1. 生物学的炭素固定による全世界での CO2 排出量（tCO₂-e：メトリックトン CO2 換算）をご回答ください。

16. 排出原単位（CDP6 3(b)）

16.1. 報告年におけるスコープ 1 と 2 についての経済活動当たりの排出原単位を、その測定方法も含めてご回答ください。

16.1.1. 単位

16.1.2. 測定値

16.2. 報告年におけるスコープ 1 と 2 についての生産活動当たりの排出原単位を、その測定方法も含めてご回答ください。

16.2.1. 単位

16.2.2. 測定値

17. 排出履歴（CDP6 2(f)）

17.1. 報告年における排出量が報告年以前の排出量に比べて著しく異なっていますか。異なっている場合はその理由をご回答の上、以下の質問にお答えください。

17.1.1. 前年の排出量と比較して何パーセント程度変化したかお答えください。

温室効果ガス（GHG）排出量算定、排出原単位、排出権取引

18. 外部検証/保証（CDP6 2(d)）

18.1. Q10～15の質問でご回答頂いた情報の全てまたは一部について外部検証を受けていますか？

外部検証を受けている場合：

- 18.2. 検証/保証対象となるスコープや範囲をお答えください。
- 18.3. 保証水準（例：合理的保証、限定的保証など）をお答えください。
- 18.4. 検証/保証書類をご提供ください。
- 18.5. 検証/保証基準をお答えください。

外部検証を受けていない場合：

18.6. GHG 排出に関する情報についての外部検証を受ける計画はありますか。

19. データの精度（CDP6 2(e)、CDP2009 新規質問形式）

- 19.1. 御社のデータの収集や、取り扱い、計算における不確定要素の主な要因は何ですか。（例：データ格差、前提条件、外挿データ、不正確な測定など）
- 19.2. 上記のような不確定要素が報告データの正確さにどの程度影響を与えているか、パーセンテージや推定標準偏差で表してください。
- 19.3. 御社は何らかの義務的または自主的な制度の中で（CDP 以外）確度評価が必要とされる GHG 排出量報告を行っていますか。もしそうであれば以下の質問にご回答ください。
- 19.4. 制度名
- 19.5. 該当制度下で提出した直近の報告における GHG 排出量報告の確度評価

20. エネルギー及び燃料需要とその費用（CDP2009 新規質問）

報告年における該当情報をご提供ください。

エネルギー購入費用

- 20.1. 御社が購入している、電気、熱、蒸気、冷却の総費用
- 20.1.1. それぞれのエネルギータイプの費用内訳

燃料購入費用

- 20.2. 御社が購入している、可動及び固定燃焼装置にかかる燃料の総費用
- 20.2.1. それぞれの燃料タイプの費用内訳

エネルギー及び燃料のインプット

以下の質問は御社のエネルギー及び燃料需要（インプット）を明らかにするためのものです。比較、分析するために、回答の際には単位を MWh で記述して頂ければ幸いです。MWh は通常電力における単位ですが、各燃料のエネルギー量を表せます。（MWh への単位換算は CDP2009 ガイダンスをご参照

温室効果ガス（GHG）排出量算定、排出原単位、排出権取引

ください。)

購入エネルギーインプット

20.3. 総エネルギー消費量（MWh）

購入及び自社生成による燃料インプット

20.4. 固定燃焼装置のみにかかる燃料の合計消費量（MWh）

これにはバイオマスや自社での生成燃料も含まれます。

20.4.1 質問 20.4.で報告頂いたそれぞれの燃料タイプごとの消費量の内訳（MWh）

エネルギーアウトプット

ここでは御社の燃料使用によるエネルギーアウトプット（MWh）に関する情報をお伺いします。燃焼前の燃料によるエネルギー量（質問 20.4.）と燃焼後に得られるエネルギー量を比較することで、御社の産業部門における燃焼過程の効率を表すことができます。

20.5. 質問 20.4.で報告頂いた燃料消費により得られるエネルギー量の合計（MWh）

20.6. 御社で自家発電を行っている再生可能エネルギー量（バイオマスを除く）の合計（MWh）

エネルギー移送

ここでは御社の需要を上回る分のエネルギーの扱いについてお伺いします。例として、熱電併給プラントを所有している企業で、電力のみを自家消費し、熱は別の企業または団体へ供給するようなことが考えられます。

20.7. 質問 20.5.で報告頂いたエネルギーのうち何パーセントを系統または第三者に移送/販売していますか？

20.8. 質問 20.6.で報告頂いた再生可能エネルギーのうち何パーセントを系統または第三者に移送/販売していますか？

21. EU 排出権取引制度（CDP6 2(g)(i)、CDP2009 新規質問形式）

電気事業者は質問 EU5 の表に割当量と排出量をご回答ください。

21.1. 御社が運営または所有している施設の中で EU 排出権取引制度（EUETS）でカバーされている施設はありますか？

EUETS でカバーされている施設がない場合は、質問 22 にお進みください。

EUETS でカバーされている施設がある場合次を詳述下さい：

21.2. 第 2 期の各年度で無料で割当られている割当量はいくらですか。

（御社が完全に所有している設備でなくても、全割当量をご回答ください。）

21.3. 2008 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日の期間中、オークションで購入した割当量の総量はいくらですか。（御社が完全に所有している設備でなくても、期間中にオークションで購入し

温室効果ガス（GHG）排出量算定、排出原単位、排出権取引

た割当量の総量をご回答ください。)

21.4. 2008年1月1日から2008年12月31日のCO₂排出量の総量はいくらですか。

(御社が完全に所有している設備でなくても、期間中の全排出量をご回答ください。)

22. 排出権取引 (CDP6 2(g)(ii)、CDP2009 新規質問形式)

電気事業者はご回答の前に電力部門対象の追加質問 EU6 をご参照ください。

22.1. EUETS 以外の排出権取引制度に、御社がすでに参加している、もしくは今後2年間のうちに参加予定である場合、その詳細情報をご提供ください。

22.2. EUETS を含め何らかの排出権取引制度に参加する際の御社の戦略はどのようなものですか。

22.3. 御社はプロジェクトベースの排出権を購入していますか？

購入している場合：

そのクレジットは以下のどの目的に使用していますか。

- 目標達成のため
- 御社の排出量の自主的なオフセット
- その他 (詳細を記述ください)

22.4. 購入したクレジットの種別、量、ヴィンテージ (排出権が生み出された年) と、クレジットの認証、発行、償却に関する基準やスキームに関する情報をご提供ください。

22.5. 御社はプロジェクトベースの排出権の創出に関わったことがありますか？

関わったことがある場合：

22.6. 以下の情報をご提供ください。

- 該当プロジェクトにおける御社の役割
- プロジェクト実施場所と関連技術
- どのような基準やスキームの元でプロジェクトが実施されましたか。
- 排出削減は有効化もしくは認証されましたか。
- 年間のクレジット発行量
- 御社の目標達成やオフセットに使用した場合の償却方法

22.7. 本来の事業活動とは別に、投資ファンドマネージメントやオフセットサービスを提供するような事業に直接的な支援を行うために、EUETS やプロジェクトベースの排出権取引制度の割当量を取引していますか？

取引している場合：

22.8. 御社の取り組み情報をご提供ください。

パフォーマンス

23. 排出削減計画 (CDP6 3(a))

23.1. 御社に GHG 排出量やエネルギー使用量の削減計画はありますか。

削減計画がない場合：

23.2. 計画がない理由をご回答の上、可能であれば、質問 23.8 をご回答ください。

削減計画がある場合：

目標設定

23.3. 排出削減目標、エネルギー削減目標はありますか。

23.4. 削減目標のための基準年はいつですか。

23.5. 排出削減目標、エネルギー削減目標の内容をご回答ください。

23.6. 削減目標の対象となるエネルギー源や活動をご回答ください。

23.7. 目標期間をご回答ください。

GHG 排出量削減とエネルギー使用量削減活動

23.8. 排出量やエネルギー使用量を削減するために行っている、もしくは計画している活動をご回答ください。

目標達成の評価

23.9. 排出量やエネルギー使用量の削減計画の進行状況を評価するために御社が設定している指標をご回答ください。

目標達成状況

23.10. 排出削減計画やエネルギー使用削減計画、削減行動の結果、これまでどのような排出削減やエネルギー使用量の削減、関連する経費削減を達成しましたか。削減量の算出に用いた計算方法やデータを併せてご回答ください。

23.11. 排出削減やエネルギー使用削減目標を達成するため、もしくは 23.8. でご回答頂いた削減活動を行うために行った投資内容を投資期間も含めてご回答ください。

目標計画と投資

電気事業者は、将来の排出見通しの詳細を質問 EU3 の表にご記入ください。

23.12. 将来の削減目標を達成するため、もしくは 23.8. でご回答頂いた削減活動を行うために必要と考えられる投資内容を、想定している投資回収期間も含めてご回答ください。

23.13. 御社が主に活動している地域での今後5年間のスコープ1とスコープ2の排出量を推定ください。もしくは将来のGHG排出量に影響を与える想定される変化について定量的なご説明を提供下さい。

パフォーマンス

- 23.14. 御社の主に活動している国および地域での今後5年間のエネルギー使用量の推定下さい。もしくは将来のGHG排出量に影響を与える想定される変化について定量的なご説明を提供下さい。
- 23.15 推計に使用した計算方法や前提条件をご回答ください。

24. 計画 (CDP6 3(c))

- 24.1. 御社では将来のGHG排出コストを設備投資計画へ組み込んでいますか。また、この計画が投資決定にどのような影響を与えていますか。

ガバナンス

25. 責任 (CDP6 4(a))

25.1. 御社の役員会またはその他執行機関が気候変動に対する全体責任を負っていますか？

責任を負っていない場合：

25.2. どのように気候変動に対する全体責任が管理されていますか。また、社内で気候変動に対して責任を負う最上層部をお示してください。

責任を負っている場合：

25.3. どの役員会、もしくは執行機関が気候変動に対する全体責任を負っていますか。

25.4. 気候変動に関する進捗や現状について、社内の役員会もしくは執行機関がレビューする仕組みはどのようなものですか。

26. 個人のパフォーマンス (CDP6 4(b))

26.1. GHG 排出目標達成等、個人の気候変動問題に対する管理活動へ何らかのインセンティブを提供していますか？

提供している場合：

26.2. そのインセンティブは金銭的なものですか。

26.3. そのインセンティブを受ける対象者は誰ですか。

27. コミュニケーション (CDP6 4(c))

27.1. 気候変動により御社にもたらされるリスクや機会、御社の排出状況や削減計画についての情報を公開していますか？

公開している場合、以下のどの文書によって公開しているか、詳細を記述頂くか、文書のリンク先もしくは該当部分のコピーを添付してください。

27.2. 年次報告書またはその他の法廷申告文書

27.3. CSR 報告書のような自発的なコミュニケーション (CDP 以外)

28. 公共政策 (CDP6 4(d))

28.1. 税制、法律、カーボン取引など、気候変動に関連した施策について、政策立案者と協働していますか。もし協働している場合には詳細情報をご提供ください。

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトに関する重要情報

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトが行う情報開示依頼は今回で7回目となります。御社は今回初めて本質問票を受け取られた可能性がございますが、これは署名投資家からの要望により、2009年に調査対象企業を拡大したためです。昨年までの他の大手企業のご回答はWEBサイトよりご覧頂けます。またCDPの背景や概要についての詳細も記載しております。www.cdproject.net

なぜ、個々の投資家から個々の企業に対して情報開示を求めるのではなく、投資家グループから企業グループに対して情報開示を求めているのですか。

- (a) 一度の回答で多数の投資家が回答を参照でき、企業の報告プロセスを簡素化することができます。
- (b) 世界中の大企業から共通のフォーマットでデータを参照できます。

どのような企業が調査対象となっていますか。またCDP2009パートナーとは誰ですか。

本調査は以下の企業を対象に、以下個別に記載したパートナーの協力のもと実施しています。

- グローバル時価総額に基づく最大手企業のうちの500社(Global 500)
- 時価総額に基づく日本で最大手企業のうちの500社
- 時価総額に基づく米国で最大手企業のうちの500社(S&P 500)
- 時価総額に基づく英国で最大手企業のうちの350社(FTSE 350)
- 時価総額に基づく欧州で最大手企業のうちの300社(FTSEurofirst 300 Eurozone)
- グローバル時価総額に基づく最大手の電力関連公的企業のうちの250社
- 時価総額(ASX 200とNZX 50)に基づくオーストラリアで最大手企業200社とニュージーランドで最大手企業50社(Investor Group on Climate Change Australia/New Zealandと協力し送付)
- 時価総額に基づくカナダで最大手企業のうちの200社(The Conference Board of Canadaと協力し送付)
- 時価総額に基づくドイツで最大手企業のうちの200社(BVI Bundesverband Investment und Asset Management e.V(ドイツ投資アセットマネジメント協会)及びWWF Germanyと協力し送付)
- 時価総額に基づくインドで最大手企業のうちの200社(WWF India、Confederation of Indian Industry - CII-ITC Center of Excellence for Sustainable Development (CII CESD)と協力し送付)
- 時価総額に基づくスカンジナビアで最大手企業のうちの200社(Nutek (The Swedish Agency for Economic and Regional Growth)、ATP、Folksam及びKLPと協力し送付)
- 時価総額(SBF 120)に基づくフランスで最大手企業のうちの120社
- 時価総額に基づく日本を除くアジアで最大手企業のうち100社(Association for Sustainable and Responsible Investment in Asia (ASrIA)の選定、協力により送付)
- 時価総額に基づく中欧及び東欧で最大手企業のうちの100社(Iparfejlesztési Kozalapisvany (IFKA – Public Foundation for the Progress of Industry)と協力し送付)
- 時価総額に基づく中国で最大手企業のうちの100社
- 時価総額(KRX100)に基づく韓国で最大手企業のうちの100社(the Korean Sustainability Investing Forum (KoSIF)、Association for Sustainable and Responsible Investment in Asia (ASrIA)及びEco-Frontierと協力し送付)

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトに関する重要情報

- 時価総額 (FTSE/JSE100) に基づく南アフリカで最大手企業のうちの 100 社 (NBI (National Business Initiative) と協力し送付)
- 時価総額 (SPI Large & Mld Cap (SOCI)) に基づくスイスで最大手企業のうちの 100 社 (Ethos & Picket Asset Management と協力し送付)
- グローバル時価総額に基づく輸送セクターで最大手企業のうちの 100 社
- 時価総額 (IBEX35、FTSE Spain All Cap Index) に基づくスペインで最大手企業のうちの 85 社 (ECODES と協力し送付)
- ブラジルで最大手企業のうちの 80 社 (BOVESPA Sao Paulo Stock Exchange で上場している企業、Brazilian Association of Pension Funds-ABRAPP 及び Banco Real と協力して送付)
- 時価総額に基づくイタリアで最も大きな企業のうちの 60 社
- 時価総額に基づくラテンアメリカで最も大きな企業のうちの 50 社 (the Brazilian Institute of Investor Relations-IBRI と協力して送付)
- 時価総額 (AEX&AMX) に基づくオランダで最大手企業のうちの 50 社
- 時価総額 (RTS Index) に基づくロシアで最大手企業のうちの 50 社
- 時価総額に基づくアイルランドで最大手企業のうちの 40 社
- 時価総額 (PSI) に基づくポルトガルで最大手企業のうちの 20 社

回答による財務的な影響はありますか。

CDP は慈善活動であり、限られた資金を効率的に活用するよう努めています。従って、回答作成や提出に関する費用はご回答企業に負担して頂いております。CDP は、慈善目的と考えられる範囲において、データや発表及び依頼した報告書へのアクセスまたは使用に関して、何らかの費用を請求する権利を有します。

参加の基準とは何ですか。また、受領されたデータはどのように扱われますか。

CDP2009 の回答企業は、提出したデータの所有を主張しないものとし、CDP が制限なく提供データを使用・複製し、CDP が第三者にデータの使用・複製を認める権利を有することに同意したものとします。また、CDP がその慈善活動の趣旨に沿ってデータを自由に使用することを認め、企業の回答公表希望を尊重した上で、慈善活動の促進という観点からいかなる制限を受けずに、以下に挙げる活動を行うことに同意し、回答情報を元に CDP が独自のデータベースとコンテンツを所有することに同意したものとします。そして回答企業は、CDP が指定したフォーマットに基づいて回答しない場合は、レポート作成者による評価を受けられない、回答の公表を希望しない場合は先進企業リストである Carbon Disclosure Leaders Index (CDLI) には該当する権利を有しないことに同意したものとします。

回答の公表

回答企業は、CDP2009 への回答の公表を希望した場合、その回答が CDP によって慈善活動の促進に利用されうること、回答が以下のように扱われることに同意したものとします。

1. CDP が回答を受領すると同時に、ただちに署名投資家、パートナー、指定したレポート作成者、

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトに関する重要情報

評価団体がその回答を参照できるようにする。

2. 2009年9月以降 WEB サイト (www.cdproject.net) 上で公開となり、CDP のサーバー上に無期限に保存される。
3. 指定パートナーと共有する。
4. CDP “Core” データベースに情報を蓄積し、営利団体や非営利団体がデータを有償または無償で利用可能となるようにする。
5. 評価機関や登録機関、財務情報流通業者などの公開情報から得た企業情報と併せて取り扱う。
6. CDP 発行資料や研究の中で回答事例として活用する。
7. 個別にまたは CDP の年間報告書や CDP が行う他のリサーチの集約結果の一部として取り扱う。
8. CDP の慈善活動に沿って上記以外の方法で活用する。

回答の非公表

CDP2009 への回答の非公表を希望される場合、回答は以下のように扱われます。

1. CDP が回答を受領すると同時に、ただちに署名投資家、パートナー、指定したレポート作成者のみがその回答を参照できるようにする。
2. CDP の年間報告書で総合的な結果を算出するために使用する。

回答内容を変更・更新したい場合はどのようにすればよいですか。

CDP 報告書に回答やその改訂版を反映させるためには、2009年5月31日までに回答を提出して頂く必要があります。オンライン回答システムより提出頂いた場合、回答の修正はいつでも受け付けております。また、受領後5日以内に WEB サイト上で変更を反映させるようにしております。
(www.cdproject.net)

どのように CDP への参加を表明すればよいですか。

本文書受領後に、respond@cdproject.net まで電子メールで参加表明をご連絡ください。

CDP の法的ステータスはどのようになっていますか。

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトは英国公認慈善事業 (No.1122330) であり、英国内の保証有限会社 (No.05013650) です。米国では、アメリカ合衆国 IRS 501 (c)3 慈善ステータスを有するロックフェラー・フィランソロフィー・アドバイザーの特別プロジェクトで、署名金融機関の調整活動を唯一の目的とするプロジェクトです。

CDP の目的として、気候変動の株主価値及び企業の活動に対する影響について株主と企業間に恒久的な関係を構築するということがあります。CDP の活動目的は、質の高い情報に裏打ちされた対話を促進し、気候変動に対する合理的な対応を導くことにあります。

CDP は、世界最大級の機関投資の多くに対して調整事務活動を提供しています。これらの機関投資家を代表して、気候変動によりもたらされるビジネスリスクと機会及び温室効果ガス排出に関する情報提供を世界の大企業に依頼しています。

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトに関する重要情報

グローバル・レポーティング・イニシアチブ

CDP 事務局は Global Reporting Initiative (GRI) と緊密に活動しており、本情報開示依頼と GRI 指標がしっかりと整合性をもち補完しあうように努めています。